



カタログポケット
QRコード



公式ツイッター
QRコード

「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を継続しましょう

災害発生時の避難所における新型コロナウイルス感染防止対策

◆密閉・密集・密接を避けるために◆

災害が発生した場合、濃厚接触の密閉・密集・密接を避けるために、一人ひとりの避難スペースの間隔を2m以上確保することが必要になります。そのため、避難所の収容人数が減り、状況によっては、別の避難所へ移動をお願いする場合があります。

市では、避難所収容人数の削減対策として、民間宿泊施設などへの協力要請なども検討しています。

在宅避難・親戚や友人の家などへの避難・

テント活用の避難を検討

災害発生時、避難所へ避難者が殺到することで避難所内が過密状態になり、感染症を拡大させることにもなりかねません。

自宅での安全が確保できた場合、無理に避難所へ行く必要はありません。そのためにも、次の避難を検討してください。

- 可能な限り、在宅避難や親戚や友人の家などへの避難
- 安全な距離を確保した庭先などでのテント避難
- 自家用車とテントを併用した避難
(テントはエコノミー症候群防止対策)



◆避難所に避難するときは◆

健康状態の確認

避難をする際、避難者の健康状態を確認してください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある。
- 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など重症化しやすい方が、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。

※体調に不安があるときは、医療機関で受診をされるか、症状が軽微な場合は、在宅避難のご協力をお願いします。

非常持ち出し品のほかに感染防止対策品を！

在宅避難などが困難で避難所へ避難する場合、非常持ち出し品のほか、ご自身の健康状態の確認や感染防止対策のため、次のものも準備しましょう。

- 飛沫防止用のマスク
- 手指用アルコール消毒液
- 体温計など
- マスクがない場合でも口元をおさえるためのタオルやハンカチ

※避難所にも多少の備蓄はありますが、極力ご自身で準備をお願いします。

自家用車で避難をする方は、キャンプ用テントと、季節によっては防寒用に毛布などの準備もお願いします。

市では、車両避難を想定し、車両避難場所として民間企業などの駐車場利用の協力要請なども検討しています。

避難所での感染防止対策にご協力を

避難所では、検温などを実施しますので、入場

までに時間を要する可能性があります。その際、発熱などが確認された場合は、在宅避難もしくは別の避難所へ移動していただきます。また、避難所へのペット同行避難はできるだけ避けるようにお願いします。

また、避難されている方同士で迷惑をかけないように注意していただくと共に、感染防止のため次のことにご協力ください。

- 定期的に外気を取り入れる換気の実施
 - 毎朝・夕の検温
 - 手指のアルコール消毒
 - 手洗い・うがいの徹底
 - ごみを捨てる際、ごみ袋を密閉することの徹底
 - 他の避難者との濃厚接触の禁止
- ※発熱や体調に異常を感じたときは、速やかに医療機関を受診するようお願いいたします。

◆被害を受けた建物で

在宅避難が可能かどうかの判断は？◆

現在、皆さんのお住まいが、災害発生後に在宅避難が可能かどうかの明確な判断基準は、市では設けることができません。

自身の判断により、明らかに自宅にいることが危険と判断した場合は、速やかに避難所へ避難してください。

警戒レベルに基づいた避難勧告などが出たときは

市からお住まいの地域に、警戒レベルに基づいた避難勧告などの避難情報が発令された場合は、速やかに安全な場所へ避難をしてください。

詳しくは、市ホームページの防災情報「身を守る」または、内閣府防災情報のページの「避難行動判定フロー・避難情報のポイント」をご覧ください。

◆災害に備え、避難所に避難する前にできること◆

災害に備え、普段から3日分の飲料水・食料（推奨1週間）の備蓄、家具・家電を固定するなどの対策、非常持ち出し品（常備薬・生活用品）の準備などをお願いします。

また、自家用車をお持ちの方は車両避難、自宅にキャンプ用テントを張るスペースがある方はテント避難なども想定し、災害に備えることが重要です。

☎ 防災課 443-1119

お詫びと訂正

広報やちまた各種支援情報臨時号1ページ「八街市の支援事業」の記事のうち「八街市中小企業元気アップ支援事業の対象世帯・対象者」に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

正：「市内に事務所・事業所・営業所を有する中小企業または市内に住所を有する個人事業主で、令和2年1月から7月までのうち、任意のひと月の売上が前年同月と比較して50%以上減少していること」

誤：「市内に事務所、事業所または営業所を有する個人事業主で、令和2年1月から7月までのうち、任意のひと月の売上が前年同月と比較して50%以上減少していること」